

(2) 指定に至る経緯

『筑後国郡誌』において、久留米藩の国学者である矢野一貞は、御井郡枝光村（現在の合川町）を筑後国府の推定地としているが、詳細な場所については、推測の域を出なかった。

現代に至り、昭和36年（1961）、歴史地理学的手法によって政庁の存在が想定されていた字阿弥陀周辺において宅地開発計画が持ち上がった。これを受けて市教育委員会は九州大学考古学教室に依頼し、同年8月に緊急発掘調査を実施した（図3-1-17）。調査の結果、政庁の南面築地や溝、礎石や大量の焼瓦などの遺物が確認されたことにより、筑後国府跡の学術的な検証が初めてなされた。

昭和49年度からは、市教育委員会が体制を整え、発掘調査を開始した。昭和53年（1978）、字風祭周辺を調査した第25次調査を契機として、開発に伴う緊急調査だけではなく、遺跡の保護のためにも急務となった政庁および国司館の構造の解明を目的として、国庫補助事業による重要遺跡確認調査を昭和54年（1979）より開始する運びとなった。

その成果や開発の進行に対応するため、昭和55年（1980）頃より、筑後国府跡について国の史跡指定を受けて遺跡の保存を図るべく、市教育委員会内部で検討が始められ、昭和56・58年度中に地域説明会を開催し、同意交渉を開始した。昭和61年（1986）以降、区画された範囲が確定できた国司館跡について文化庁より指定の方向性を持っている旨の回答を得、さらに平成5年（1993）には字阿弥陀付近に広がるⅡ期政庁跡についても区画を確定するための調査を行うよう指示を受けた。その間、市教育委員会は発掘調査を継続して進め、筑後国府は7世紀末から12世紀後半に至る約500年間、3回の移転を繰り返しながら存続し続けたことが判明した。

発掘調査の成果により、平成8年（1996）3月26日にⅠ期政庁跡の一部、および国司館跡の一部、合計14,771.41㎡が史跡の指定告示を受けた。その後、平成15年（2003）8月27日にはⅡ期政庁跡および国司館跡の20,853.67㎡分、平成19年（2007）2月6日には字田代周辺で新たに発見した前身官衙の中心施設跡2,801.76㎡分が追加指定された。さらに、平成24年（2012）9月19日には国司館とⅡ期政庁の3,779.28㎡分が追加指定されことにより、現在の指定面積は42,206.12㎡となっている（図3-1-18、図3-1-19）。



図3-1-17 九州大学による発掘調査（『市政ぐるめ』第103号抜粋 昭和36年9月1日刊行）

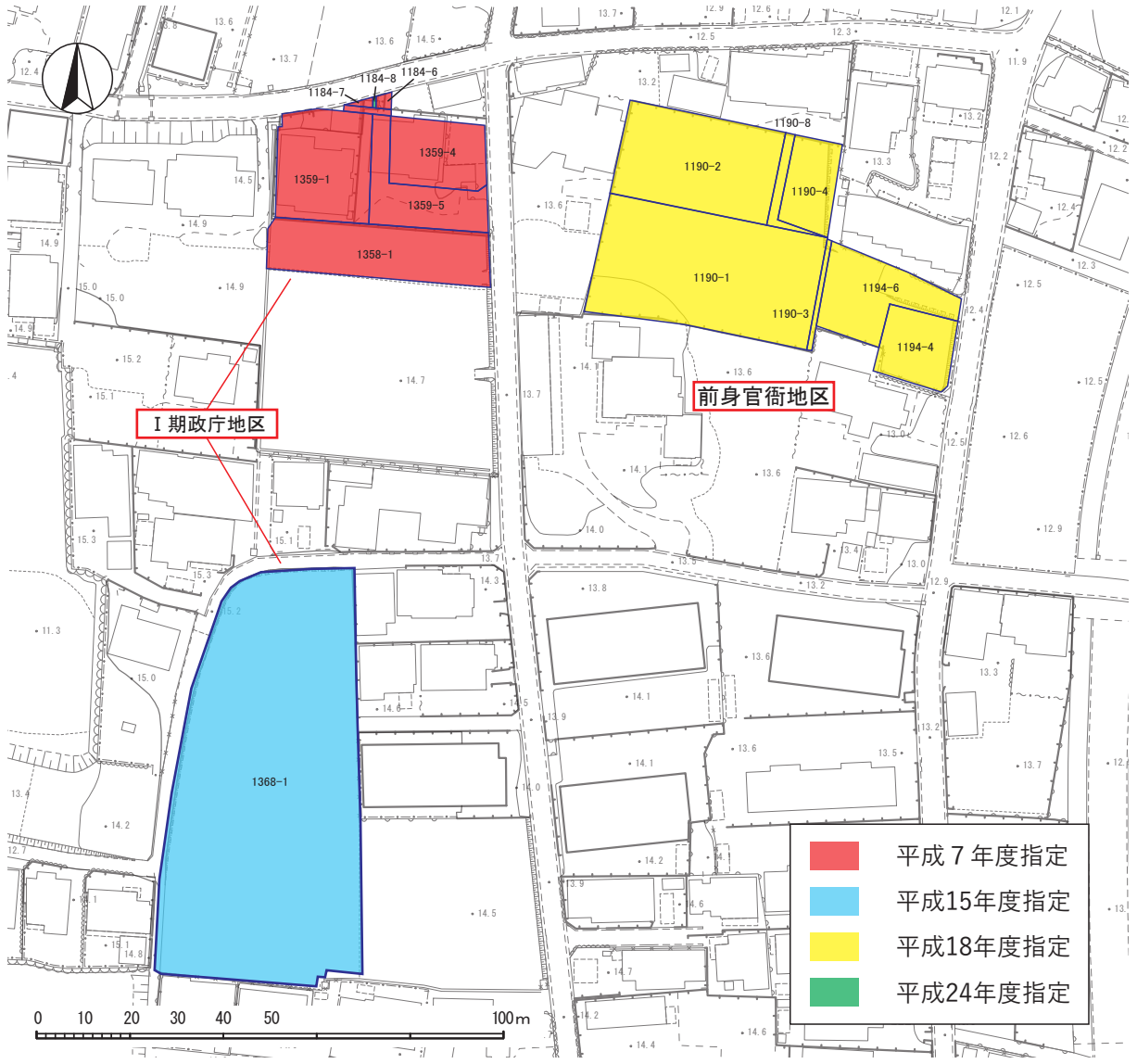
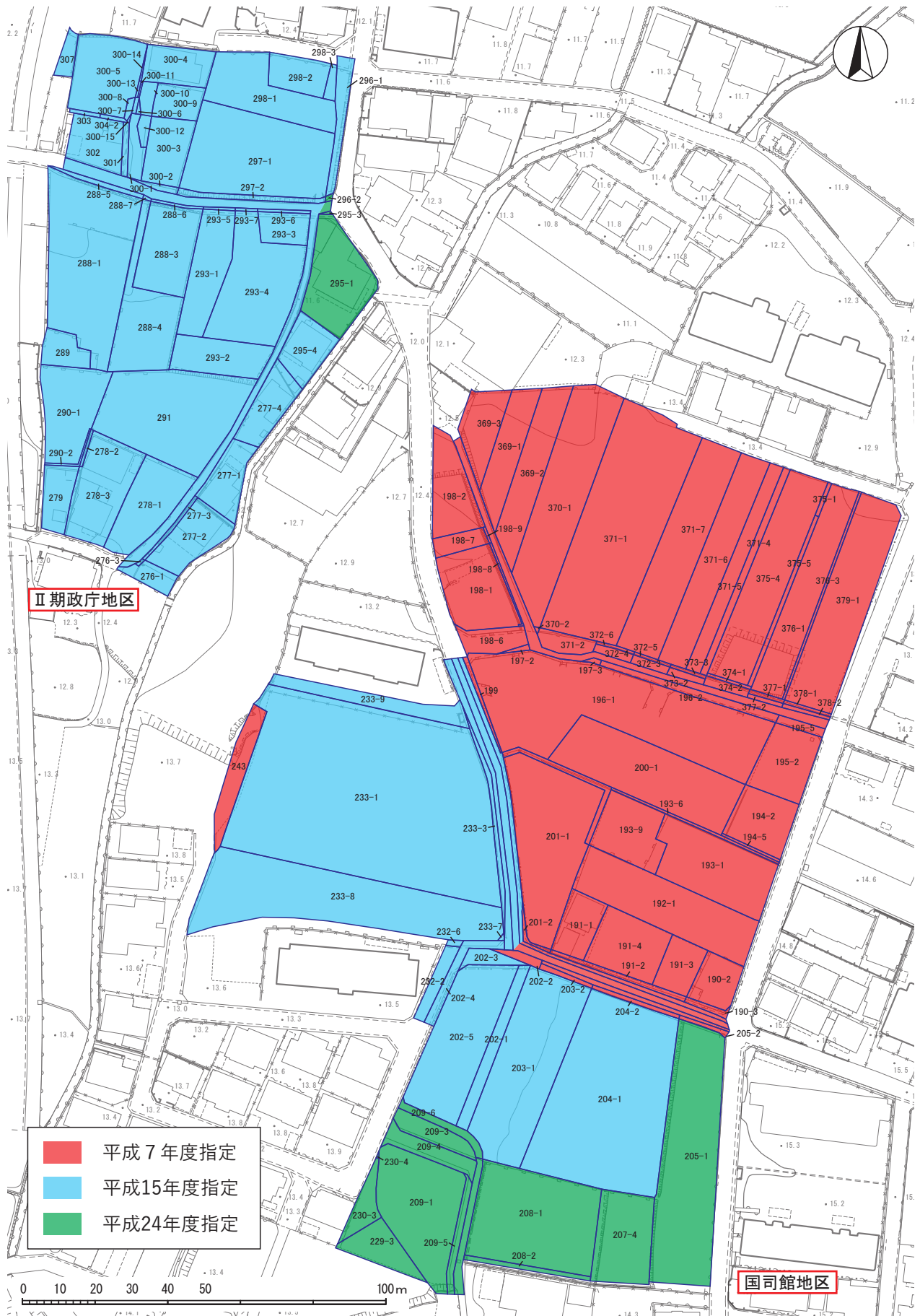


图 3-1-18 指定範圍图 (前身官衙地区、I期政庁地区) (1/1,500)



II期政庁地区

国司館地区

- 平成7年度指定
- 平成15年度指定
- 平成24年度指定



図 3-1-19 指定範囲図 (II期政庁地区、国司館地区) (1/1,500)